

坂戸市立図書館ボランティア活動要項

(概 要)

第1条 この要項は、坂戸市立図書館(以下「図書館」という)におけるボランティア(以下、「図書館ボランティア」という)の活動について基本的な事項を定めるものとする。

(対 象)

第2条 図書館ボランティアは、図書もしくは図書館事業に興味と理解を持ち、図書館の運営方針に賛同し活動できる者とする。

(活 動)

第3条 図書館ボランティアの活動は、図書館が必要とする活動にあたることを原則とする。

(登 録)

第4条 図書館ボランティアとなることを希望する者は、坂戸市立図書館ボランティア登録申請書(様式第1号)に基づき図書館に申請しなければならない。なお、登録期間は2年とし、登録を継続する場合は再度申請するものとする。

(活動範囲)

第5条 図書館ボランティアの活動範囲は、図書館が別に定めた範囲とする。

(雑 則)

第6条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、館長が別に定める。

附則

この要項は、令和6年7月1日から施行する。